

宅地造成等規制法運用の手引 令和5年10月改訂版 改訂事項一覧表

ページ	内容
表紙	・改訂年月を令和5年10月に変更
はじめに	・改訂理由（盛土規制法の施行、県証紙廃止に伴う手続きの流れ見直し）記載
目次	19 罰則 ・条ずれ訂正
P1	2 宅地造成工事規制区域の指定 ・法第3条第1項訂正（特例市削除） ・規制区域図の備え付け場所に所管の地域事務所を追記
P3	一覧表 所管県民局・市 ・勝英地域事務所の所管・電話番号を維持補修課に変更
P7	3 宅地造成に関する工事の許可 ・規則第4条第1項訂正（特例市削除）
P9, 10	5 宅地造成に関する工事の技術的基準、③ 盛土をする場合の安全措置 ・宅地防災マニュアルの解説を第三次改訂版（最新）に変更 ・大規模盛土造成地の解説を、滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説（最新）に変更
P21, 22	⑥ 鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造 へ 擁壁の高さと根入れ深さ ・擁壁の根入れ→擁壁の根入れ深さに変更 ・擁壁の高さH→擁壁の高さ（地上高さ）Hに変更 ・管理者との協議で決定できる根入れ深さに水路と道路を記載
P28, 29	⑪ 崖面について講ずる措置に関する技術的基準 ・記載事項及び法面保護工の分類表を訂正
P34	⑮ 規則への委任 ・令第15条訂正（特例市削除）
P37	8 国又は都道府県の特例 ・法第11条訂正（特例市削除） ・県規則第7条 条項ずれ訂正 ・県住宅供給公社削除（解散）
P38	9 変更の許可等（2）軽微な変更 ・県規則第10条 条文訂正
P46	19 罰則 ・条ずれ訂正
P49～51	【県証紙廃止に伴う見直し】 I 宅地造成に関する工事の許可申請等の諸手続 ・申請書等提出先を県に見直し（手続き完了後、県から市町へ通知） ・手数料の支払いで納付済証を申請書へ貼付する旨追記 ・関係市町村の意見書を申請前に取得する流れに変更
P54, 56, 59 ～64	【県証紙廃止に伴う見直し等】 II 宅地造成に関する工事の許可申請図書の作成 ・申請書等提出先を県民局・地域事務所又は建築指導課盛土対策班に変更 ・手数料の支払いで納付済証を申請書へ貼付に訂正 ・設計図への押印廃止 ・宅地造成工事許可申請書等の図書作成要領（3）委任状、（4）関係市町村の意見書、（9）宅地造成区域内の土地の公図の写しの記載事項訂正
P68, 69, 72 74, 76, 78, 81～83, 85 87, 89, 94	VIII 様式 ・押印廃止による印削除 ・押印義務付け廃止を明示
P90, 91	VIII 様式 ・（注）の権利種別訂正